

議案第76号

調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、内閣府令に準ずる規定に改めるとともに、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年調布市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名中「の運営」を「並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営」に改める。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第1条中「以下同じ。）」を「）並びに特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

第2条を次のように改める。

（運営に関する基準）

第2条 前条に規定する運営に関する基準については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に準ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定めるものについては、当該規則に定めるところによる。

第3条並びに第2章及び第3章を削る。

第4章の章名を削る。

第53条を第3条とする。

附則第2条から第5条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。